

第五期帯広市障害福祉計画及び第一期帯広市障害児福祉計画の策定について

1 計画策定の目的と法的根拠

障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービス及び相談支援、並びに地域生活支援事業が計画的に提供されるよう、必要なサービスの提供体制を確保することを目的として策定します。

また、従来、障害福祉計画に含まれていた障害児支援については、平成 28 年 6 月に公布された、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律により障害児福祉計画の策定が義務づけられたことから、サービス提供体制の構築を図ることを目的としてあらたに策定します。

2 計画の性格

第五期帯広市障害福祉計画は、第六期帯広市総合計画の分野計画として、障害者基本法に基づく第二期帯広市障害者計画の基本的視点を踏まえ、障害福祉サービスの方策などを規定するものです。

また、第一期帯広市障害児福祉計画についても、第六期帯広市総合計画の分野計画とするほか、おびひろこども未来プランの基本的視点を踏まえ、障害児に対する支援の方策などを規定し、第五期帯広市障害福祉計画と一体的なものとして策定するものです。

3 計画の期間

平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間とします。

4 計画の内容

北海道の障害福祉計画や地域福祉計画などと調和を保つとともに、障害福祉サービスの充実、施設入所者等の地域生活への移行の促進や就労・相談支援体制の充実など、地域生活支援事業を引き続き推進します。

また、障害児福祉計画については、北海道の障害児福祉計画と調和を保つとともに、障害児通所支援事業の充実や支援体制の整備など、障害児支援策を推進します。

なお、数値目標やサービス見込み量などの検討にあたっては、国の基本方針、北海道の計画の動向を見定めつつ、地域の実情も加味した内容としていきます。

5 計画策定のスケジュール

広く市民や関係団体等からの意見を聴き、12 月を目途に計画原案を策定し、パブリックコメントを実施して、明年 2 月に成案とする予定です。

〈策定スケジュール〉

区 分	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月
障害者支援・児童育成合同部会				第1回			第2回	第3回		第4回
厚生委員会	策定方針			アンケート中間報告			計画骨子案		計画原案	計画案
意向調査（市民、関係団体等）	アンケート調査		意見交換						パブリックコメント	